

住宅リフォーム事業者団体登録制度に おける各団体の取組み

令和6年12月時点

一般社団法人 住宅リフォーム推進サポート協議会 (住推協)



0.団体概要(組織体制)

- ・ 名称 一社) 住宅リフォーム推進サポート協議会 (略称)
- ・ 設立年月日 2015年 (H27年) 4月1日
- ・ 初回登録年月日
2018年 (H30年) 6月27日
- ・ 所在地 埼玉県さいたま市吉野町2-220-3
連絡先 tel048-669-5580
FAX048-669-5581
e-mail : info_st@jusuikyuu.or.jp
- ・ 主に請け負う工事 構造・防水含む戸建リフォーム工事及び内装設備工事

<入会基準>

正会員(事業者)は、リフォーム工事を自ら行う事業者であつて、次のいずれかに該当していること。

①実施するリフォーム工事の種別に応じた建設業法で定める29業種に該当する建設業許可を有していること。

②実施するリフォーム工事を業務範囲とする常勤の建築士もしくは建築施工管理技士が在籍していること。

③内装・設備工事等のリフォーム工事について、国土交通省「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係わるガイドライン」別表1に定める常勤の資格者が在籍していること。

④次のいずれかに該当し、協議会が定める「義務講習A」を受講し、協議会がリフォーム工事实績等を踏まえ、適正な事業を行うことができると判断できること。

i リフォーム瑕疵保険登録事業者であること。 ii 常勤の増改築相談員登録者またはマンションリフォームマネージャーが在籍していること。 iii 常勤のリフォーム工事に係わる1、2級技能士または職業訓練指導員が在籍していること。

<団体概要>

住推協の正会員(事業者)の主な工事内容は、構造・防水含む戸建リフォーム工事及び内装設備工事です。「リフォーム工事は信頼できる地域の事業者へ」を合言葉に、埼玉県を中心に、茨城県、群馬県の地域に密着した事業者が正会員となっています。建設業許可・建築士事務所登録・常勤の国家資格者の在籍や増改築相談員などが加入要件です。会員向けの義務講習や、その時々の建設情勢等にも精通した優良事業者として、会員のスキルアップを支援する体制を整えています。



1. 構成員に対する研修その他の人材育成

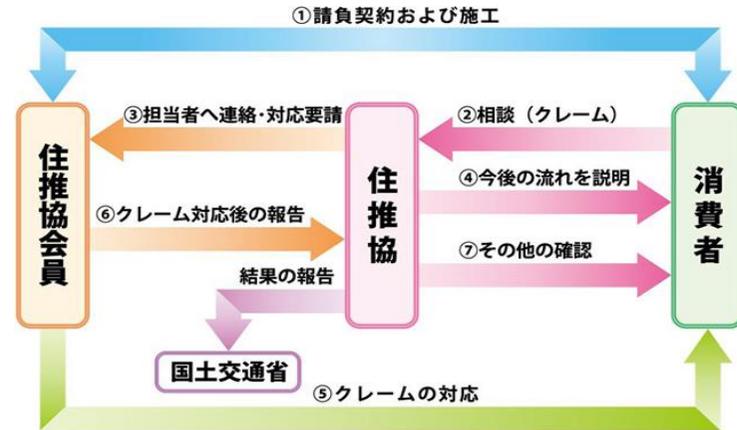


<人材育成計画>

No.	タイトル	概要	開催頻度
1	義務講習 A	協議会概要、情勢、リフォーム工事マナー、その他	加入前受講
2	義務講習 B	産業廃棄物適正処理、法令、相談事例、性能向上、その他	年 2 回～
3	義務講習 C	住宅省エネルギー技術者講習	WEB 受講
4	義務講習 D	住宅リフォームエキスパート<増改築相談員研修会>	年 2 回～
5	住宅リフォーム瑕疵保険講習	住宅リフォーム瑕疵保険の制度、付保の方法等	年 2 回～
6	他、状況を見ての奨励講習	これまで民法、第二種電気工事士受験準備講座、JWD_CAD 講座他	年 2 種以上

2.相談窓口の体制等

- ・名称 消費者相談窓口
- ・連絡先 TEL048-669-5580 FAX048-669-5581
メールアドレス info@jusuikyuu.or.jp
- ・対応時間 土日祝日、年末年始等を除く午前10時から午後5時
消費者保護を最優先に住推協事務局が運営を管理



- 注文者（消費者）からの個別企業・個別工事に関する相談については、相談者の疑問や不安を適切に整理・把握し、相談内容として正確に記録整理した上で、注文者（消費者）の意向に沿った形で正会員（事業者）に迅速に伝達し、正会員（事業者）と消費者間での自主的な解決を促します。そのため、相談窓口（事務局）では、苦情等について直接、両者の間に入って調停や和解等をすすめることはしていません。
- 注文者（消費者）からの相談情報については、関連する法令に基づき適切に管理、分析し、その後の消費者相談窓口業務や研修等で活用できるようにします。
- 注文者（消費者）からの相談情報については、必要に応じて理事会に報告し、国交省への報告事項にもなります。

3. 構成員の状況



〈構成員の状況〉

・構成員の数

正会員166者(令和6年6月26日時点)

・構成員の受けている許可等

建設業許可29業種

二級建築士、木造建築士、二級建築施工管理技士等、建築士法、建設業法に基づく国家資格

第二種電気工事士等、電気工事士法に基づく公的資格

特級・一級・二級技能士等、職業能力開発促進法に基づく資格

労働安全衛生法に基づく資格、技能講習、特別教育、安全衛生教育、多数

その他、住宅リフォームエキスパート〈増改築相談員〉等、民間資格

4. 構成員の業務の適性実施のための取組み



・構成員の行う住宅リフォーム事業に関し、第十二条に掲げる事項を遵守させるための取組みについて記載

各義務講習において、基本的な部分について周知しています。

義務講習の修了、特に義務講習Dの住宅リフォームエキスパートの未取得、更新切れの会員に関しては、必ず修了するよう徹底し、期限切れの会員に関しては、年度更新ができないことを徹底しています。日程上の問題で未受講の会員に関しては、次回必ず受講することの誓約書提出の上、年度更新を認めています。

法律上の改正点や、その時々求められるものに関しては、案内の送付、学習会の開催を通して周知。建設業法、民法等の改正、石綿調査などは、母体組合とともに周知、学習会やセミナー等案内しています。

見積書、契約書の徹底のため、リフォーム工事に関しては一社) リフォーム推進協議会発行の標準契約書の活用を呼び掛けています。

住宅リフォームかし保険に関しては、年度毎に新たなパンフ、料金表、了承書、瑕疵保険協会発行のチラシ等を配布しています。

また、この間の石綿則、大防法の改正に伴い、石綿特別教育、作業主任者教育、石綿調査者講習を案内し、徹底を図っています。

5. 構成員に関する情報の公表状況



・構成員の行う住宅リフォーム工事の実績

年度更新時に実績報告をしてもらっています。500万円以上と以下に分けて報告。ユーザーからのリフォーム工事のみため、それ以外の工事や、新築工事、下請け工事等に関しては把握していません。

・団体が行う研修の受講状況

ホームページ上で開催、人数の公表しています。

義務講習に関してはほぼ完了しています。諸事情により、受講できていない会員には、次回開催時に必ず受講することを誓約書を提出してもらうなど対処しています。

奨励講習に関しては、この間WEBでの開催が種になっているため、把握できていないのが実態です。奨励講習は、対面開催に関しても、公表はしていません。

・その他の住宅居住者等の利益の保護に資する情報

ホームページ上にアップ、紙ベースで会員に送付、配布しています。

・上記3項目の公表状況

ホームページ上で公表。工事实績に関しては、これまで公表していません。

(参考)その他の取組み

○全建総連リフォーム協会、リフォームパートナー協議会と合同した「住宅リフォームコンテストの開催」



「全建総連と加盟組合を母体とする全リ協、RECACO、住推協の3つのリフォーム事業者団体は、会員の加入メリットを主体的につくり、会員が参加するリフォームコンテストを、3団体の共同事業として実施しています。

3団体は、この取組みを通じて、各団体の事業会員の結集を高めるとともに、受賞者をたたえあうことで、団体が優良なリフォーム事業者を組織していることを広くアピールしています。」

この間2回開催。3回目の開催を現在準備しています。